

徳島県告示第百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
医療法人青樹会	同 丈六町行正二七番地一	訪問看護ステーション きずな	同 丈六町小谷四六番地一	同	同
医療法人倚山会	徳島市東山手町一丁目四一番地六	田岡病院訪問看護ステーション	徳島市万代町四丁目二番地二	介護予防訪問看護	令和五年三月一日